

6. 11. 8
1580

- (一) 工務部ノ公休出勤ニ就テハ病氣ノ場合ニ公休ヲ認ムルコト
 - 以外ノ事項ハ十月十一日會社發表ノ通トスルコト
 - 二、従業員渡美廣志ハ十月一日會社中渡ノ待遇ニ依リ勤務スルコト
 - 三、會社ノ事務中ノ欠勤ヲ届出欠勤トスルコト
 - 四、争議因ハ解雇者二十一名ヲ認ムルコト
 - 但シ會社ハ内二名ヲ六ヶ月以後ニ於テ新ニ採用スルコト
 - 五、會社ハ前項ノ解雇者ニ對シ新ニ發表ノ日給ニ依リ規程通り解雇手當ヲ支給スルコト (内十日ハ別封トスルコト)
 - 六、會社ハ本争議ニ関シ今後職權者ヲ出サハルコト
 - 七、會社ハ復職従業員ノ寮ヲ提供スルコト
 - 五、月宛ヲ支給スルコト
 - 八、復職従業員ハ十一月一日ヨリ就業スルコト
- (以上)

労組第四〇三號

昭和五年十一月六日 警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
 社會局長 官殿
 各廳府縣長 官殿
此處に於ては、本會社が、
 復職従業員ノ寮ヲ提供スルコトヲ
 決定シテ、同業トシテ、

城東電氣軌道株式會社 勞組争議解決後状況ニ關スル件

要旨 二 復職従業員ニ對シ本會社ヨリ
 三 作下八名ハ同僚解雇者ヲ其俸トシテ
 社社業ノ三息ニ下ナシ會社中
 四 一般従業員ハ對標ヲ就業シマアリ

標記争議解決後ノ状況左記ノ通りニ有之
 記